

鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業候補者選定委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業補助金の交付の対象となる候補者(以下「交付対象候補者」という。)を公正かつ適正に選定するため、鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討し、市長に意見等を述べるものとする。

- (1) 交付対象候補者の選定に関すること。
- (2) その他交付対象候補者の選定に関し必要な事項に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、鹿屋市食品ECサイト開設等支援事業補助金交付要綱(令和3年鹿屋市告示第107号)第7条に規定する補助金の交付申請をした者の代表者、役員又は利害関係者は、委員会に参加することができない。

(運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会の議事は、公開しないものとする。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は、1年間を目途とする。

(守秘義務)

第6条 委員会の参加者は、委員会で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員会を終了した後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林商工部産業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。